

第3801号議案

30建第1997号
福岡県都市計画審議会 殿

建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、次の事項について付議します。

宮若市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

宮若市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

申請者	敷地の位置	面積	備考
株式会社 共立砕石所 代表取締役 加藤 直樹	宮若市宮田字唐人町 1496 番地 1 他	40,947.13 m ²	産業廃棄物処理施設 (がれき類) 処理能力 2,000 t/日

理由

建築基準法第51条では、都市計画区域内においては卸売市場やごみ焼却場等、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、ただし書の規定に基づき都市計画審議会の議を経た上で、特定行政庁（福岡県知事）の許可を得れば設置することができることとなっています。

今回の施設は、建設廃材等のがれき類を破碎し、路盤材などのリサイクル資材とするもので廃棄物のリサイクルの推進の観点から循環型社会に寄与する施設であり、建築基準法第51条におけるその他政令で定める施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2：1日当たりの処理能力が5tを超えるがれき類の破碎施設）に該当しているため、許可するものです。